

大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準 令和6年3月審議会報告時との変更事項

意見募集時	3月審議会報告
<p>第5 広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものを除く） 変更認可 1～3 （略）</p> <p>4 協力校の設置 第1の4、5、<u>6（2）、（3）、（4）、（7）は除く</u>、8、9及び10の規定を準用する。</p> <p>5 指定技能教育施設との連携 第1の4、5、<u>6（2）、（3）、（4）、（7）は除く</u>、8、9及び10の規定を準用する。</p> <p>6 <u>その他の学校又は施設を利用した面接指導等実施施設の設置</u> 第1の4、5、<u>6（2）、（3）、（4）、（7）は除く</u>、8、9及び10の規定を準用する。</p> <p>7 <u>学習等支援施設の設置</u> 第1の6（6）、（7）、（8）、（10）から（13）、9及び10の規定を準用する。</p>	<p>第5 広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものを除く） 変更認可 1～3 （略）</p> <p>4 協力校の設置 第1の4、5、6（5）、9及び10の規定を準用する。</p> <p>5 指定技能教育施設との連携 第1の6（5）、9及び10の規定を準用する。</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>

・変更の理由について

第5の4、5について：参照すべき規定に漏れがあったため追記しました。

第5の6、7について：国の標準例で追記されていたが、府の基準への記載が漏れていたため項目を追加しました。

・その他、数字の全角、半角や表記ずれ等を修正し、修正後の案で府民意見の募集を行いました。